

なぜ、常任委員会の傍聴が必要か？

ほとんどの議案や請願、陳情はまず3つの常任委員会（総務、文教福祉、産業建設）で審議されます。本会議では、ほぼこの常任委員会で決めた通りに決まっています。

つまり、常任委員会こそ議会の要なのです。ところが津幡町議会は、この重要な常任委員会の傍聴が許可されていません。

本会議の傍聴ができて、実際に議案が審議される常任委員会の傍聴ができなければ、私たち町民にとって議会は閉ざされたままなのです。

傍聴を許可しない理由は、部屋が狭いから

私たちは、過去4年間、議会の度に常任委員会傍聴を求めて申請してきましたが、一度も許可されませんでした。請願も何度も提出しましたが、すべて不採択。許可しない理由は、「部屋が狭い」ということだけでした。

狭ければ庁舎内の広い部屋を使えばよいので、部屋が狭いということは傍聴を許可しない理由にはなりません。

新聞では許可となっているが、本当は不許可！

2011年4月7日付けの朝日新聞には、津幡町の委員会傍聴は○、（団体での傍聴は無理）となっています。ずっと傍聴申請を出し続けても許可してもらえず、今まで一度も傍聴できなかったのに、○とはおかしなことです。

条例では、「議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴できる」となっていますが、実際は委員長が許可しないので傍聴はできていないのです。また、3つの常任委員会が同じ日に開かれるので、議員も他の常任委員会を傍聴できません。

はじめて傍聴許可！

でも傍聴を求める請願は不採択…大いなる矛盾

今回（2011年6月議会）、試行ということで初めて傍聴が許可されました。各委員会1名のみということで、3名が傍聴できました。しかし、私たちが提出していた委員会傍聴を求める請願は、賛成4、反対13で不採択になりました。一方で許可し、もう一方では許可しない…？大きな矛盾を感じます。

荒井 克・多賀吉一両議員は、私たちの委員会傍聴を求める請願に対して、「～委員会の真の目的は、いたずらに大勢に傍聴させることではなく、付託された案件を慎重に審議することである。」（7月5日発行の議会便り）と反対しました。

しかし、そもそも議員は住民の代表です。住民が傍聴することに何か不都合があるのでしょうか？住民の前では慎重な審議、議論ができないのでしょうか？

津幡町、遅れていない？

試行とはいえ、4年かけてようやく1つの常任委員会に1人の傍聴が実現しました。

かほく市や内灘町では、申込みばだれでも委員会傍聴ができます。町外の私たちでも傍聴できました。会議の資料もきちんと見せてくれます。

津幡町も、かほく市や内灘町のように誰でもが委員会傍聴ができ、町民に開かれた議会に早くなしてほしいと思います。